

公益財団法人カシオ科学振興財団
個人情報管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人カシオ科学振興財団（以下、「この法人」という。）定款第48条第4項及び「個人情報保護に関する基本方針」に従い、個人情報等（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する個人情報を）の適正な取扱いに関してこの法人の役職員等が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。
なお、個人情報保護法第2条第3項に規定する個人情報（個人番号）については、「特定個人情報取扱規則」において定める。

(定義)

第2条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）並びに個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの

ロ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別され得る生存する特定の個人をいう。

(5) 役職員等

「役職員等」とは、この法人に所属するすべての理事、監事、評議員、選考委員、職員及び準職員をいう。

(6) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事長によって指名された者であって、個人情報保護に関する法令遵守計画に関する責任と権限を有するものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報等については、この規程に従うものとする。

- 2 役職員等及びこの法人の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、この法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。
- 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報管理責任者)

第4条 この法人においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて、この法人で取り扱う個人情報等について、この規程に定める諸事項を実施・徹底するため、個人情報保護に関する法令遵守計画等の細則を策定しなければならない。
- 3 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報等が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。

(個人情報等の取得)

第5条 個人情報等の取得は、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。また、要配慮個人情報については、原則として法令で定める場合を除き、事前に本人の同意を得ないで取得することができない。

- 2 個人情報等を取得する場合には、本人（本人が未成年者の場合はその保護者。以下「本人等」という。）に対して、次に掲げる事項又はそれと同等以上の内容の事項を、書面又はこれに代わる方法によって通知し、本人等の同意を得なければならない。

- (1) この法人の名称、個人情報管理責任者の氏名及び連絡先
- (2) 個人情報等の利用目的
- (3) 保有個人データに関する次に掲げる権利の存在及び当該権利行使のための方法
 - イ 当該データの利用目的の通知を求める権利
 - ロ 当該データの開示を求める権利及び第三者提供の停止を求める権利
 - ハ 当該データに誤りがある場合にその内容の訂正、追加又は削除を求める権利

ニ 当該データの利用の停止又は消去を求める権利

- 3 前項にもかかわらず、次の場合には、本人等の同意を必要としない。
 - (1) 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報等（ただし、要配慮個人情報を除く。）を取得した場合。
 - (2) 個人情報保護法第16条第3項に定める各事由が存在する場合
- 4 第2項及び第3項の規定は、特定個人情報には適用せず、法令の定めに従うものとする。

（利用目的及び個人情報の利用）

- 第6条 個人情報等を取り扱うに当たっては、事前にその利用目的を明確に定めるものとし、当該利用目的は、この法人の業務遂行において必要な範囲であり、かつ本人等から同意を得、又は通知もしくは公表した利用目的（前条第3項第1号の事業の承継の場合には、承継前の利用目的）の範囲内でなければならない。
- 2 特定個人情報を除き、利用目的を変更することができる。ただし、本人の同意を必要とするとともに、変更前の利用目的と関連性を有する範囲内とする。

（個人情報等の提供）

- 第7条 法令で定める場合を除き、個人情報等は第三者に提供してはならない。2前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に関し、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において個人情報等（要配慮個人情報を除く）を当該業務委託先に対して提供できるものとする。
- (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
 - (2) 個人情報等の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
 - (3) この法人との間に、適正な内容の個人情報等の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること
- 3 前項の業務委託を行う場合は、事前に個人情報管理責任者による承諾を得なければならない。
 - 4 本条第2項の定めに従い、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託した場合には、この法人が当該業務委託先に課した個人情報等の適切な管理義務が、確実に遵守されるよう適時、確認・指導するものとする。

（個人情報等の正確性確保）

- 第8条 個人情報等は、利用目的達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう管理運営しなければならない。

(安全管理)

第9条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理のため、個人情報等の不正アクセス、漏洩、滅失又は毀損防止に努めるものとする。

- 2 個人情報管理責任者は、必要に応じて個人情報等の安全管理のため、必要かつ適正な措置を定めるものとし、当該個人情報等を取り扱う役職員等に遵守させなければならない。

(役職員等の監督)

第10条 個人情報管理責任者は、個人情報等の安全管理が図られるよう、個人情報等を扱う役職員等に対して必要かつ適切な指導・監督を定期的に行わなければならない。

(個人情報等の消去・廃棄)

第11条 利用する必要がなくなった個人情報等については、すみやかに当該個人情報等を消去・破棄しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報等の消去・破棄を行うに当たり、消去・廃棄の日、消去・廃棄した個人情報等の内容及び消去・廃棄の方法を書面に記録し、3年間、保存しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 役職員等は、個人情報等が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

- 2 個人情報管理責任者は、個人情報等の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(報告及び対策)

第13条 個人情報管理責任者は、前条に基づく事実関係の調査の結果、個人情報等が外部に漏洩していることを確認した場合には、直ちに次の各号に掲げる事項を理事長のほか、影響を受ける可能性のある本人並びに個人情報保護委員会等の関係機関に報告しなければならない。

- (1) 漏洩した個人情報等の範囲
 - (2) 漏洩先
 - (3) 漏洩した日時
 - (4) その他調査で判明した事実
- 2 個人情報管理責任者は、理事長並びに関係機関とも相談の上、当該漏洩についての具体的対応及び対策を講じるとともに、再発防止策を策定しなければならない

い。

(自己情報に関する権利)

第14条 本人から自己の個人情報等について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるものとする。また、開示の結果、誤った情報があり、訂正、追加又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応じるとともに、訂正、追加又は削除を行った場合は、当該個人情報等の受領者に対して通知を行うものとする。

(個人情報等の利用又は提供の拒否権)

第15条 この法人がすでに保有している個人情報等について、本人からの自己の情報についての利用の停止又は消去の請求があった場合は、これに応じるものとする。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令の規定による場合
- (2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(苦情の処理)

第16条 この法人の個人情報等の取扱いに関する苦情の窓口業務は、事務局が担当する。

- 2 個人情報管理責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備並びに支援を行う。
- 3 個人情報管理責任者は、適宜、苦情の内容について理事長に報告するものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和4年10月7日から施行する。(令和4年10月7日理事会決議)

個人情報保護に関する基本方針

公益財団法人カシオ科学振興財団

公益財団法人カシオ科学振興財団（以下、「当法人」といいます）は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を保護することが社会的責務であると考え、個人情報に関する法令を遵守し、当法人で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行います。

1. 個人情報の取得

当法人は以下の時点で個人情報をご提供いただきます。

研究助成申請時

- ・研究助成候補者推薦書の電子データおよび捺印書類に記載の個人情報
- ・研究助成申請書の電子データおよび捺印書類に記載の個人情報

研究助成採択時

- ・上半身写真（電子データ）

研究助成実施期間

- ・連絡先等の変更（申請時の情報に変更があった場合）

2. 利用目的

当法人は個人情報を以下の期間に以下の目的で利用します。

申請および選考期間

- ・研究助成申請者および所属研究機関との連絡を行います。
- ・当法人の研究助成選考会議および理事会における選考審査に利用します。
- ・採択・不採択の書面送付を行います。

研究助成実施期間

- ・当法人のホームページの研究概要紹介で、所属研究機関、氏名、写真の掲載を行います。
- ・研究助成対象者および所属研究機関との連絡を行います。

研究助成完了後

- ・成果論文集の発行および当法人ホームページの研究実績で、所属研究機関、氏名の掲載を行います。
- ・当法人運営のための、過去記録の検索、参照を行います。

研究助成申請者、助成対象者の同意なく、情報の収集、目的外の利用を行うことはありません。

3. 個人情報の管理

当法人は、研究助成申請者および研究助成対象者からご提供いただいた情報の管理に

ついて、以下を徹底します。

情報の正確性の確保

ご提供いただいた情報は、常に正確かつ最新の情報となるよう努めます。

安全管理措置

当法人は、組織的な個人情報の管理については「個人情報管理規程」により取扱い方法を規定し、それに基づいた取扱いを徹底しています。

保存期間

ご提供いただいた情報は、過去記録の検索のため、電子データとして永年保管します。

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止等

研究助成申請者および研究助成対象者は、ご提供いただいた情報の管理状況について、当法人事務局に連絡することで確認することができます。また、情報の内容の訂正や利用停止等については要請に基づき速やかに対処します。

5. 問い合わせ先

個人情報の取扱いに関しては、下記の窓口まで電話またはホームページにてお問い合わせください。

公益財団法人カシオ科学振興財団 事務局

電話番号：03-5334-4747

ホームページ：<https://casiozaidan.org/>